

将来のために安心して保険料を支払う気持ちにはなれないのでは
ないでしょうか？

=====
★トピックス～退職時改定～

60歳を迎える方から、ご相談を受けました。
現在、企業では、63歳までの雇用継続を求められていますが、
ご相談者のAさんも、60歳以降も働くことになりました。
60歳以降は、リタイアして趣味のガーデニングにおもいきり
のめりこみたい！とAさんは思っていたのですが、
事業主から、働いてほしいといわれ、
また、まだまだ元気なのに年金しか収入がなくなることに
土壇場になってちょっと不安をお持ちになったそうです。

そこで、質問がありました。
年金を受給しながら、60歳以降も厚生年金の被保険者として
働いた場合、60歳以降の厚生年金被保険者期間は、どのように
年金額に反映されるの？
というのが質問です。

通常、65歳前の老齢厚生年金受給の場合、年金額が変わるのは、
当初報酬比例部分だけだった年金額に、定額部分の年金額が
加わる時と、65歳に達した時です。

それに、60歳以降も働く方の場合は、退職した時も、年金額が変わります。
これが、退職時改定です。
60歳以降も働いている方が、63歳で退職した場合、60歳以降の3年間は
新たに被保険者期間となり、年金額に反映されます。

=====
~~~~~編集後記~~~~~

6月9日、近畿地方は梅雨入りいたしました。

気分的にですが、梅雨入りすると  
空気が湿気で重くなったような気がいたします。

もし、日本に梅雨がなければ、  
夏至までの2、3週間は、日が長く、緑がきれいで  
最高のピアガーデン日和の日々ではないかと思う  
西尾ですが、  
いやいや、それでは、美味しいお米は育たない  
と思返し、  
ま、いいか、と思う今日この頃でございます。

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント

西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

電話011-834-1111

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
